

朝鮮における西洋人権思想の受容とドイツ国法学

國 分 典 子

- 一、はじめに
- 二、大韓帝国におけるドイツ国法学の導入
- 三、開化派の人権思想
 - 1、親日開化派の人権理解
 - (1) 朴泳孝の人権論
 - (2) 兪吉潐の人権論
 - 2、徐載弼の人権論——独立新聞の論説——
- 3、小 結
- 四、人権論のその後の展開
- 五、おわりに

一、はじめに

今日の韓国憲法学に見られる極めて顕著な特徴に、ドイツ国法学の影響が圧倒的に強いという点がある。この

ような伝統がいかにして形成されたかを考えるために、先に別稿で⁽¹⁾「開化期」と呼ばれる時代にドイツ国法学が朝鮮に導入される過程を考察した。本稿では、ドイツ国法学の導入以前に展開された西洋的天賦人權論がどのようにしてドイツ的な理論と関連していったかを検討することによってこの問題をさらに追求してみたい。

朝鮮王朝の末期、いわゆる開化期と呼ばれる時代には、鎖国によって自らの体制を守ろうとしてきた朝鮮に、西洋近代の生んだ法思想が流れ込んだ。この状況は、同じく外圧によって門戸を開き、文明開化の時代を迎えた日本の状況と似通っている。

朝鮮開化期に受容された西洋の憲法思想には二つの潮流があった。官主導型で進められたドイツ憲法論の受容と開化派知識人たちの主導で進められた天賦人權思想の受容の二つである。この二つの関係が日本におけるドイツ的な憲法思想の継受と自由民権運動の關係に類似しているのではないかということには先に触れたが、日本において天賦人權思想が明治憲法の成立とともに影をひそめてゆくのと同様に、朝鮮においても天賦人權思想は早い時期にドイツ国法学の潮流に呑み込まれてゆく傾向が見られる。その要因は何であったのか。

ここでは、まずドイツ国法学が朝鮮に導入された背景に触れたのち、西洋的な天賦人權思想を受容したと考えられる代表的な三人の開化派、朴泳孝、兪吉濬、徐載弼の人権論を中心に、この問題を検討することにする。

二、大韓帝国におけるドイツ国法学の導入

ドイツ国法学がこの開化期に導入されることになったのには、二つの背景があったと思われる。第一は外的な、すなわち日本の圧力であり、第二は当時の朝鮮王朝のおかれた状況である。

第一についていえば、一八七六年の日朝修好条規締結以来、日本は朝鮮の内政に大きな影響を及ぼすようになっていたが、一八九四年六月には「内政改革方案綱目」、同年一月には「内政改革綱領」を朝鮮に示し、朝鮮の近代化に具体的に介入してきた。この改革案には法の整序、司法制度改革、留学生の日本派遣といった事項が盛り込まれていた。⁽³⁾これに基づいて、法制度に関しては、日本の法制局参事官石塚英蔵が議政府顧問に、元衆議院議長星亨が法部顧問となって直接的影響をもたらすこととなった。法案作成にあたっては、提出前に必ず日本人顧問の査閲を要するものとされ、ほとんど日本の法令の翻訳の形で大量の法令が短期間に作成されている。⁽⁴⁾

また、留学生に関しては、既に前記改革案以前に、国家の近代化のために外国へ送り込まれた者たちがおり、紳士遊覧団という日本視察団も派遣されている。しかし、改革案の提示を機に、その数は飛躍的に増大し、特に一八九五年三月には一八二名もの留学生が旅立つこととなった。ここで留学生と呼ばれる者には官費留学生と私費留学生があり、また、外国において正規教育を受けた者もいれば、単に視察を目的とした者もあり、さまざまであるが、特筆すべきはこれらの留学生の多くから官僚が生まれたという点である。金泳謨氏の研究によれば、当時の官僚のうち、外国での正規教育課程の履修者が一九七名、視察・見学者が三八名、外交官・随員が二三名であったとされている。⁽⁵⁾かれらのうち、留学生ないし視察・見学者として出かけた二三五名の者たちは、一八九九年から一九〇九年にかけて日本に渡っており、かれらがこの時代の政治体制を支えることとなった。一八九八年の奏判任官試験および任命規則は、「管下学徒および外国留学生卒業人で試験を経て当該主務長官が専任任命すること」となっているし、さらに一九〇八年の文官任用令になると、「外国大学で法律あるいは政治・経済の学科を修了して、その卒業證書を有し、選考委員の選考を経た者と内外国の政法専門学校の卒業證書を持ち満二年以上判任文官あるいは判任宮内官の職にあつて、現在五級俸以上を受けている者は任用することができ」として、留学生の優先的な登用を示している。⁽⁶⁾こうして日本の影響はかれらを通じてさらに深く朝鮮へ及んでゆく

こととなったのである。

このことは、一面ではもちろん日本側の意図的な圧力の結果だとみることができる。しかし重要だと考えられるのは、先に挙げた第二の背景、すなわち朝鮮自身の政策であろう。この時代の開化思想と富国強兵の政治理念が王朝にこうした日本への大量の留学生投入の道を選択させたのである。⁽⁷⁾ 甲午改革を担った新開化派の俞吉潐や金嘉鎮は日本の援助を受けつつ改革を推し進めることを必要な施策と考えていたし、また高宗も内憂外患の相次ぐなかで、内政改革の道を歩もうとしていた。⁽⁸⁾ わずか九条ながら「最初の成文憲法」ともいわれる一八九九年の大韓帝国制も、高宗の自ら選んだ改革のひとつの現れであると思われることができる。

かれらが採った選択は付随的に法継受ひいては法理論継受の選択をも意味することとなった。この選択の一つは、大韓帝国制がモデルとしたのが、プロイセンや日本の国家体制であったという点に見いだされる。この時点で朝鮮はプロイセン型君主制を目指すという道を選択した。また先の留学生のうちから初期の法官養成官たちが生まれたことがこの道をさらに補強してゆくこととなったといえる。憲法の分野でも、かれらのなかから最初の教科書が生み出された。日本において憲法論を学んだこれらの人々の教科書は、日本の当時の講義録をほぼ翻訳した形で書かれている。⁽¹⁰⁾ この結果、朝鮮王朝末期に生まれた諸学校における憲法講義は、当時の日本が継受した西洋憲法理論、つまり当時の日本で支配的であったドイツ的憲法論にのっとって行われた。これはかれらが単に日本でたまたま勉強したことを本国に伝えたという受動的意味をもつに止まるものではない。これらの教科書の著者たち自身がその著のなかで記しているように、大韓帝国制のわずか九条の条文しかなかった当時、あるいは「立法的観念」⁽¹¹⁾ からあるいは「専制君主観念に最適ドイツ及び日本國憲法を講究するほか」⁽¹²⁾ ないとの見地からこうした憲法論が受容されたのである。

こうして当時の体制のなかでは、ドイツ的国法学の導入が進んでいった。

三、開化派の人権思想

以上に見たように、ドイツ的憲法論が官主導型で導入されていたのに対し、在野においては、別の方向性が芽生えていた。人民の権利についての思想である。

一八六〇年代から朝鮮の思潮を形成してきたのは、開化思想、東学思想、衛正斥邪思想の三思想であったといわれている。⁽¹³⁾ 積極的に外国の文物を採り入れようとした開化思想、カトリックを意味する西学に対抗して朝鮮独自の宗教思想を主張した東学思想、朱子学およびそれに連なる朝鮮文化を正とし、他を邪として外国文化を排斥しようとした衛正斥邪思想、相互に異なるこれらの思想は、しかし一方では相互に関連して発展していった。衛正斥邪思想は主として体制内において展開されていたものであるが、人民サイドで発達したのは、東学思想、そして体制側にも人民側にも影響を与えたのが開化思想であった。

東学は崔濟愚の広めた民衆宗教であるが、「人乃天」（人すなわち天）とする宗旨を掲げ、平等思想を提示していた。すなわち、人は誰も心に神を押し戴いており、この神は身分・嫡庶・奴主・男女・老少・貧富の差別なく、みな全く同じ神であって、みなひとつの統一した神を押し戴いているのだから人は本来平等であるとされるのであった。⁽¹⁴⁾ この思想は、封建体制のなかで苦しむ農民たちに支持され、一八九四年には甲午農民戦争（東学党の乱）を引き起こしている。こうしたいわば下からの体制批判に対して、開化思想は、在野のなかでも、実学を学んだ両班子弟を中心に発展した。開化派と呼ばれるこれらの人々によって担われた朝鮮近代化のための活動は、甲申政変により一旦は失敗するが、先に言及した甲午改革の時期には兪吉濬らによって上からの近代化政策に発展してゆく側面を有しており、一面では政府体制側の活動にも繋がっている。開化派と東学思想のもうひとつの

大きな違いは、東学があくまで西洋思想とは異なるものだという点に力点を置き、この点で衛正斥邪思想と共通したのに対し、開化派の思想が西洋思想を基盤に成立していたところにある。人権思想という観点からは、東洋的な天賦人權論を示す東学思想も検討しなければならない重要な課題であるが、ここでは西洋的な法思想継受の上での問題という観点に絞り、西洋的な人権思想として、開化思想に見られる天賦人權論を取り上げたい。

1、親日開化派の人権理解

朝鮮において天賦人權論が最初に登場したのは、一八八四年二月一日の漢城旬報第一四号の「美國誌略續稿」という合衆国独立宣言を紹介した記事においてであった。⁽¹⁵⁾この論稿は、福沢諭吉の『西洋事情』巻之二の「亜米利加合衆国」についての記述に基づくものであるといわれている。天賦人權論は、この後、開化派に属する朴泳孝（一八六一—一九三九）の一八八八年の「朝鮮國內政ニ關スル朴泳孝建白書」（戊子上疏）や俞吉濬（一八五六—一九一四）の『西遊見聞』にも現われるようになる。朴泳孝も俞吉濬とともに福沢諭吉の影響を強く受け、日本をモデルとして朝鮮の近代化を図ろうとした人物であり、先に言及した甲午改革の中心人物でもある。ここではまず、これら親日開化派と呼ばれる人々が展開した人権論を概観したい。

(1) 朴泳孝の人権論

朴泳孝は哲宗の娘婿であったが、甲申政変を主導し、のち甲午改革に参加したことで知られる人物である。甲申政変以前、一八八二年に修信使として日本を訪問し、帰国後、高宗に留学生の派遣と新式軍隊の創設とを建議しており、また甲申政変に失敗したのちも、日本に亡命した。日本においては他の開化派人士と同様、福沢諭吉を訪問しており、その影響を受けている。以下に見る朝鮮内政に関する建白書⁽¹⁶⁾は、日本から高宗に送られたもの

である。一八九四年、金弘集の親日内閣ができたときには改革の青写真のひとつとなったともいわれている。⁽¹⁷⁾

日本をモデルとして改革構想を描いていた朴泳孝は、建白書のなかで、八つの論点（国際関係、法、経済、衛生、軍備、教育、政治、自由）について叙述している。法に関する箇所では、法治主義、司法権の独立、酷刑の廃止等、経済に関する箇所では財産権、教育に関する箇所では、宗教の自由、言論の自由等に、政治の箇所では、民の政治参加の必要性、政党の必要性に触れられており、各所に人権に関わる言及が認められるが、最後の自由に関する箇所では「使民得當分之自由」として天賦人権について述べている。ここに書かれた「當分之自由」とは人類各個人に造物主が与え、当然に得るべき自由を意味するものである。⁽¹⁸⁾ このなかでまず最初に述べられるのは、人間は天なる造物主によって平等に造られ、生命・自由・幸福追求の奪い得ない権利をその出生とともに有するということである。「權利」については「通義」という語が使われ、福沢の影響が窺われる。またさらにここでは天賦人権論が儒教思想と同化されている点にも特徴がある。例えば、既述の天賦人権思想を示した一文に続いては、孔子の「三軍之師、可奪、匹夫之志、不可奪」といった引用が現れ、そこから、人間が政府を立てるのはこのような通義を固くするためであり、もし政府が民を適正に扱わなければその政府を変革しこれを新しく立てて、その大旨を保つのが人民の公義であると抵抗権思想に言及されている。福沢の書物との類似性と多くの儒教古典からの引用はこの建白書の性格を示唆するものであるといえよう。

この朴泳孝の建白書の内容に対する福沢諭吉の書物や儒教の影響については、既に青木功一氏が非常に詳細な研究を行っている。⁽¹⁹⁾ 同研究では、建白書の全文が福沢の書物や儒教の古典のどの部分に対応しているかが逐一示されているが、それによれば「當分之自由」の文章はほとんどが福沢の『西洋事情』、『学問のすすめ』、『日本婦人論』の内容に酷似している。総論部分では、先の抵抗権的な叙述も、また、「文明之自由」と「蠻野之自由」を区別し、「從世俗之通義、故順從國法、雖似棄其自由、然實棄其蠻野之自由、而得天下通同之利益也、設法律

制人罪、雖似滅天賦之自由、然實由此而大增處世之自由也⁽²⁰⁾」とした上で、しかし法によって徒に人の志を拘束するのは「苛政」であるとする記述も、『西洋事情』の叙述をほぼそのまま受け継いでいる。さらに具体的な進言として現れる奴婢制の撤廃、妻妾制や女子のみに対する姦淫の処罰等にみられる夫婦における差別の廃止、異なる身分間の婚姻の自由などのうち、男女、夫婦間の不平等の問題については『日本婦人論』の内容と似通っている。また儒教の影響は、そもそも福沢自身にもみられるところであるが⁽²¹⁾、前記青木氏の研究に従って見るならば、建白書の自由に関する部分には明文の引用のほかにも、『論語』、『大学』、『書経』等に見られるのに類似した言葉づかいが随所にちりばめられていることがわかる。朴泳孝は福沢的な天賦人權についての思想を君主の統治がいかにあるべきかという観点から、儒教の古典を媒介手段として叙述することで、高宗の理解を得ようとしているように思われるのである⁽²²⁾。この点で重要になるのが建白書の改革案の目的である。

「誠欲期一國之富強、而興萬國對峙、不若少減君權、使民得當分之自由、而各負報國之責、然後漸進文明也⁽²³⁾」と述べられているように、建白書に示された改革の目的は、列強に対する独立の維持とそのための国家の富強である。そのために、君權を減じ、人民に自由を得させ、そうすることで人民に報国の責務をもたせることが必要であると説かれている。教育を受けた国民が自主的に法を守るようになること、これが国民意識、独立精神を芽生えさせ、国家の独立を維持せしめるものである⁽²⁴⁾というのが、かれの基本的な主張であり、人權はそのために必要なものとされた。朴泳孝の建白書は、この点で国權のための人民の權利の必要性という枠組を明白に示している。この枠組から、建白書では人權に関して、二つのことが引き出されていると考えられる。第一は国法の重視である。先に福沢の叙述と同一だと述べた、国法に従うことにより、蛮野の自由を捨てて、「天下通同の利益」を得、「処世の自由」を増すという記述は、自然権的な人權の議論から法による權利保障の問題へとの旋回を示すものであるといえよう。第二は抵抗權における国權と人權の協働作用である。これについては、前記青木論文

が、先に触れた朴泳孝の抵抗権の叙述を甲申政変との繋がりて、清の支配からの独立をアメリカの英国からの独立に重ねたものではないかと指摘していることに注目したい。⁽²⁵⁾ 建白書は、民は「政府」を新しく立て直すことができるとしているが、これは必ずしも「君主」の打倒を意味するものではない。甲申政変とアメリカ独立革命を考えるならば、政府に対する抵抗は、そこでは国権ないし植民地の権利と人権をもとに害するものへの抵抗を意味した。すなわち、アメリカでは独立は植民地の利益を害する本国政府に対する抵抗を意味し、朝鮮においては政府に対するクーデターは国益を危うくする守旧派や清の宗主権に対する抵抗であって、王朝そのものへの抵抗ではなかった。このような抵抗権理解がまさに、君主への改革要求という建白書の目的、日本に改革のモデルを見いだした朴泳孝の思想の素地であったとも考えられるのである。

朴泳孝の建白書は詳細な人権論を展開したものではなく、これのみでかれの意図を正確に推し量るのは困難である。ただ、ここでは全体の構造が以上の特徴を示すことを指摘するにとどめて、次に進みたい。

(2) 兪吉濬の人権論

日本を通じた天賦人権論の理解は、兪吉濬において、より明白に現れる。

兪吉濬は一八八一年に紳士遊覧団の随員として日本へ渡り、柳正秀とともに慶應義塾に入学し、福沢宅にも五ヶ月ほど寄宿した。またこの日本滞在中にダーウィンの進化論を日本に紹介したことも知られるエドワード・モース (Edward S. Morse) の講演を聞いている。一八八三年に合衆国視察団の正員になったときには、そのまま留学してモースの指導を受け、さらに Governor Dummer Academy という高等学校に学んだ。⁽²⁶⁾ しかし、甲申政変の知らせを受け、ヨーロッパ、エジプト、シンガポール等を回り、一八八五年に帰国している。

以上の経歴は日米両国からの影響の可能性を推測させるものであるが、兪吉濬の人権論は主に福沢の思想に基

づくものであると思われる。かれの代表的かつ最も体系的な著作は一八八七年から一八八九年にかけて書かれた『西遊見聞』であるが、同著が福沢諭吉の『西洋事情』を基盤に作られたことはよく知られている。⁽²⁷⁾

『西遊見聞』のなかで俞吉濬は、「人民の権利」という一編を記している。「人民の権利」の冒頭では、「人民の権利とはその自由と通義をいうものであ⁽²⁸⁾」って、この自由と通義の権利はすべての「人民が同じく享受する⁽²⁹⁾」ものであると述べており、かれも朴泳孝と同じく、福沢が『西洋事情』で使った「通義」ということばを用いている。『西遊見聞』によれば、「通義」とは「當然の正理」であるとされる。「當然の正理」については、例えば、官職にある者がその責任を行なうために相当の職権を保有すること、家宅をもつ者が主人の名実を備え自己の物であると称すること、あるいは他人に金を貸した者がその約償として利息を求めること、田土を他人に貸した者がその收穫の分与を要求することであると述べられ、「千事万物についてその当然の道に従い、固有の常経を失わず、相称する職分を自ら守ること」が「通義の権利」であるとの説明が加えられている⁽³⁰⁾。この定義は福沢の『西洋事情』二編卷之一「例言」にある「リベルチ（自由）と「ライト」（通義）の定義、つまり通義とは「正理に従て人間の職分を勤め邪曲なきの趣意」、「求む可き理」、「事を為す可き権」、「當然に所持する筈のこと」であるとの叙述に対応している⁽³¹⁾。しかしながら、『西遊見聞』では、福沢が使わなかった「権利」の語も使われ、「自由と通義の権利」は「天率土億兆人民の同有共享するものである」とされている点に俞吉濬の叙述の特色が見受けられる。「権利」と「通義」の概念との区別は必ずしも明確ではない。しかし、「通義の権利」についての前述の説明は、「通義」ということばのなかに今日日本で使われるような「権利」の意味よりもむしろドイツ語の Recht やフランス語の droit に近い意味をみていたことをほのめかすものであり、この「通義」の概念が「理」「道」「当然」「職分」といったことばに示されるような社会通念的な要素を含んでいることを示している。

ところで、この「自由と通義の権利」の説明については、これが天賦人權の平等思想を示す反面で、俞吉濬は

人の自然的平等を認めていないこと、またかれの主要関心が自由よりも「人民が教育や法律によっていかに『通義』を達成し、あるいは政治によって『通義』を達成させられ、『通義』に適った『競励』や自由を行いうるかということ」であったという問題点が月脚達彦氏によって指摘されている。⁽³³⁾ 月脚氏の挙げられる「人の天稟は一定ではない」という文章の示す自然的不平等の容認、すなわち人間の個体差を容認することは、それ自体では必ずしも天賦人権概念と矛盾するものではない。しかし問題は、同氏の述べられるように、この自然的不平等から発生する弱肉強食状態の回避手段として教育と法律が重視され、その結果通義に焦点が当てられる点にある。この問題を考えるために、俞吉濬の人権についての叙述をもう少し検討してみよう。

俞吉濬の人権論については、かれが天賦人権といいつつも、個々の側面においては法律の留保を肯定しているという批判がある。⁽³⁴⁾ 俞吉濬は「通義と自由はその条目を立てることが極めて困難である」⁽³⁵⁾とした上で、「その明らかなものを列挙する」として、身命の自由および通義、財産の自由および通義、営業の自由及び通義、集会の自由および通義、宗教の自由および通義、言詞の自由、名誉の通義を挙げている。この個々の自由の説明のなかで、かれは「国法の禁止する条例を犯さなければ」⁽³⁶⁾、「国禁を違わぬとき」⁽³⁷⁾といった留保を付しているのである。自由を列挙説明した記述は、個々の自由に詳しく触れていない『西洋事情』とは異なる点である。これについては、俞吉濬が『西遊見聞』を書いた当時には既に作られていた明治憲法の法律の留保の考え方を受容したものであろうと推測されている。⁽³⁸⁾ しかしながらこの問題は、自由と法律の関係についての総論的説明との関連でも捉え直してみる必要がある。

自由と法律の関係について、俞吉濬はやはり『西洋事情』と同様の叙述を行い、天賦の自由と対比して、「處世の自由」を「人々がこの世にいて各その人間の一人たる身分によって享有するものである」⁽³⁹⁾と述べ、「天賦の自由に人為の法を加えてその本趣と大旨を変じて、天下の普同の利益を謀るものである」⁽⁴⁰⁾として、このようにし

て法律を設けることで人を妨害する者の罪を禁ずることは、当該犯行者にとっては天賦の自由を減ずるということになるが、その実は處世の自由を増やすことになるのだとしている。これは先に見た朴泳孝の建白書にも引用された『西洋事情』の箇所と一致するものである。さらにここで兪吉濬は、人の権利が無係、天然のものとしてむやみに使われれば禽獣の自由と同じになってしまうから有係の通義を斟酌してその過用の弊を制限したが、なおかつ野蠻の自由に近づく故に法律の規制を立てて現代人の自由を潤色するものであると述べ、⁽⁴¹⁾「法律の本意は權利を大切にし保護することである。法律がなければ權利も存在することが困難であるに違いない。……人の權利は法律の所賜であるといっても間違いではない。法律は師であつて權利は生徒である」と、福沢にはない独自の説明を付け加えている。個々の自由についての法律の留保は、そもそもこうした自由の理解から引き出されていると考えられる。つまりここではあくまで人權調整の道具として法律の存在意義が主張されているのである。

これに関連し、福沢の『西洋事情』を見ると、「英国人民」の通義についての叙述のなかに「天賦自由の棄つ可きを棄て、以て一身に残れる所の自由あり。或は又一身天賦の自由を棄てし其代として、更に得たる所の處世の自由あり⁽⁴³⁾」として、これが「身を安穩に保護するの通義」、「身を自由にするの通義」、「私有を保つ⁽⁴²⁾の通義」の三種であるとの説明がある。この三つの通義が本来天賦の自由であるところをこの世に暮らす人間の一人としての立場から受ける自由たる「處世の自由⁽⁴⁴⁾」として保護されるのだという福沢の説明は、ブラックストンの『イングランド法釈義』の紹介である。⁽⁴⁵⁾ブラックストン自らこの部分がロックの『市民政府論』に依っていることを明示していることを考え合わせるならば、兪吉濬の叙述も、ロック的な國家観における法重視の文脈の影響として読み取る事ができるのではないかと考えられる。いづれにせよ、このように見ると、兪吉濬の人權論がそもそもいわゆる天賦人權の主張としてよりも、社会における人權の位置づけ、すなわち社会を前提とする個人という視点から論じられていることに留意しておかなければならないであろう。

法に基づく権利として主張される兪吉濬の人権論を見てゆく場合、もう一つ問題となることがある。それは、かれの「法」の概念が朝鮮の伝統的な法概念を受け継いでいることである。法について、兪吉濬は「恒久法」と「變遷法」とに分けて論じている。西洋の「自然法」と「実定法」に対応しているかに見えるこの法概念が何を意味するかについては必ずしも明白ではない。田鳳徳氏は「恒久法」概念に「法律を歴史的発展の所産であると捉えており、伝統的善規良模の優越性を反芻してこれを尊重し保存していきながら、慎重に改善しようとする歴史学派的な法律思想⁽⁴⁸⁾」を見、岡克彦氏は「時代の変化と共に絶えず変わる人々の利益を实らせるために、その変化に対応して常に、〈動態的〉に自己展開し……伝統社会の既存の秩序を再解釈して、国内秩序を活性化させようとする⁽⁴⁹⁾」もので「祖宗成憲尊重の原則」とは異なる概念、すなわち社会進化論の影響を受けた兪吉濬が開化のなかで、近代法の導入を西洋法の「継受」ではなく固有法の活性化として捉えるのに用いたのが「恒久法」の概念であるとする。これら見解の相違はあるが、いずれにせよ、ここで法とは伝統社会の秩序を基礎にしているものと理解できる。このことは、兪吉濬の人権概念を独特なものにする結果となる。

自由と通義についての前記の説明に続く箇所で、権利について兪吉濬は、人の人たる権利としての「人生の権利」と並んで法律による人為のものとしての「地位の権利」が存在すると述べ、前者は内在的真理であり後者は外からの勢力であると位置づけている⁽⁵⁰⁾。ここで、「天子」も「匹夫」も人であるという点では人たる権利に違いないが、「天子」である、「匹夫」であるということが人の世の「法律大紀」⁽⁵¹⁾による地位の区別を立て、これに従って序列、名称が附されることから尊貴卑賤の階級が生じるといふ兪吉濬は、尊貴卑賤の階級も「その当然の通義⁽⁵²⁾」であるとして、結果的にその天賦人権論が歪められることを許容するのである。

最初に述べた月脚氏の批判に戻ろう。法律を重視し、自由よりも通義に焦点をあてるといふことは、以上の文脈では今日の意味での法的権利の重視を越えた意味を有する。月脚批判は、「五倫という上下身分倫理を含⁽⁵³⁾」

む兪吉濬の「通義」概念に特殊儒教的性格を見ている。このような身分的差異の肯定は、福沢の『西洋事情外編』巻之一「貴賤貧富の区別」にも見られる。ここでは先に見た兪吉濬の自然的平等の否定箇所と同じく、「人々の天稟必しも一様ならず」⁽⁵⁴⁾との叙述に基づき、身分、階級が「自然の人情に出でし」⁽⁵⁵⁾ものであるとして肯定されている。しかしながら、福沢の叙述には兪吉濬の「地位の権利」のような積極的な位置づけは見られない。兪吉濬の議論は、朝鮮社会の秩序と伝統に法的意味を与えながら、福沢に学んだ人権概念を導入していこうという点で、独自の性格を有するものであったと考えられるのである。

こうした性格を踏まえて、『西遊見聞』に述べられた「法律の留保」や「處世の自由」にみられる社会における個人の位置づけを重視した議論を捉えるならば、兪吉濬の人権論は朝鮮社会の伝統的秩序により比重のかかった法的権利論であったということができよう。

2、徐載弼の人権論——独立新聞の論説——

以上のような親日開化派に対して、開化派のなかでも西洋的人権思想を日本を経ずに直接学び、朝鮮に導入した者に、徐載弼（一八六四—一九五二）がいる。朝鮮の開化派知識人のなかで、徐載弼は特異な地位を占めている。かれは当初、朴泳孝と同様、急進開化派と呼ばれるグループに属し、一八八四年の甲申政変の首謀者のひとりであったが、政変に失敗した後、日本を経由してアメリカに渡り、一八八六年にはアメリカの市民権を獲得した。朝鮮名をアルファベットに当てはめて、Philip Jaishon と名乗り、医師として活躍したが、一八九五年、甲午改革の際に兪吉濬の勧めで帰国し、中枢院顧問に任命されている。その後、かれは政局の変化に伴って、アメリカに追われることとなったものの、植民地時代ひいては戦後の建国に至るまで、韓国を外から支援し続けたのである。⁽⁵⁶⁾

徐載弼の人権思想は、主に、甲午改革期に企図された独立新聞を通じて表明された。この新聞のなかで、かれはアメリカで得た人権概念を説明し、同新聞およびその創刊後に設立された独立協会の思想的支柱となっている。以下に独立新聞に述べられたかれの基本思想を概観してみたい。

徐載弼の基本的な考え方は独立新聞創刊一周年に出された論説の中に窺われる。

そこでは、「国家が当初生まれ本意はいろいろな人が議論して全国にいる人民のために各省の仕事を設けることである。各省の役人も民のためにつくったものであつて、民が政府に税を納めるのも、民が自己のために納めるということなのである」⁽⁵⁷⁾と述べられて、国家が国民のために存在することが強調されている。さらに、「われわれの生命と財産と父母兄弟妻子の生命と財産を官人に依頼して、毎年税金を払い」⁽⁵⁸⁾、任せるのであり、「国というものは大きくても小さくても、ひとつの場所にいろいろな人が集まり住むのであつて、いろいろな人々が政府が無くして暮らすことができないために、政府を新設し、政府と民をみな率いる職務は君主が有する。そして君主を頭とする」⁽⁵⁹⁾のであるとされて、徐載弼の国家観が社会契約論に基づくものであることが表明されているのである。政府は所与のものとして存在するのではなく、人民の必要に応じて成立するという、まず人民ありきの議論は一貫してかれの理論の中心となっている。「人民が国の主人である」⁽⁶⁰⁾と明白に述べ、官吏はもとより、君主についてもあくまで国民のために存在するのだという議論は、先に見た親日開化派とは一線を画す民主性を有するものであるといえる。ただ、他方でここでも「頭」としての君主の存在が前提されていることには注意しておく必要があるであろう。これについては後述する。

人民の存在を基底におく国家理解に伴つては、もちろん国民の本来有する権利についての議論が展開される。天賦人権論については、「神から受けた人の権利はみな同じである」⁽⁶¹⁾といった記述のあるほか、「朝鮮では、常に、他の人がそうだから私もそうだとか、他の人がするから私もする」という話がなされ、わたしの考えがそうだとか、

わたしがそのようにしたという話がない。これは自己の天賦の権利と各人がもつ自由権を他の人にあげてしまうことである⁽⁶²⁾」、「大衆の奴隷根性の原因は、国家の市民としての生来の権利の無知によるものである⁽⁶³⁾」と国民自身の権利についての自覚の必要性を述べており、新聞の論説記事としての性格上、理論よりも大衆の啓蒙に焦点を絞った人権論がその特徴となっている。

では、国民の権利としてどのようなものが挙げられるか。かれが念頭に置くのは、アメリカ独立宣言に学んだ生命・自由・財産の権利である。その中で、特に生命・自由については、人身の自由の観点からの保障の必要性が採り上げられている。その際注目されるのは、具体的権利保障についての裁判所の役割である。一八九八年八月四日の独立新聞では、民権保障策として、令状主義、証拠主義、裁判請求権、裁判公開主義、迅速な裁判の権利、弁護を受ける権利に類する考え方が示されている。人権の実質的保障にとつてのこうした裁判上の権利保障を重視する徐載弼の主張には、アメリカ的なデュー・プロセスによる権利保障の理念の反映が窺われる。さらに罪なくして処罰された者に対しての国家の刑事補償責任にまで言及していることは、田鳳徳の指摘するように国家概念の転換を意味するという側面があつた⁽⁶⁴⁾。つまり、国家に補償義務を負わせることは、国家自身の不法を認めるものであるとは必ずしもいえないにせよ、少なくとも官吏の不法行為に対する国の使用者責任を通して、国家の絶対性を否定する意味をもっていたからである。

個別の権利については、先の人身の自由のほか、財産権にも具体的に言及されている。財産の権利は、財産によつて生命も幸福の追求も保障されるのだという側面から捉えられている。すなわち、ここではアメリカ独立宣言の「幸福追求」の理解の背後にあるロッキの財産の権利に戻つて自然権としての財産権が主張されている。財産の保護は、国家が国民から受けた職責であると考えられ、また、マグナ・カルタやアメリカ独立の際の課税問題に触れられ、税を決定する際の国民の同意ないし関与の必要性が述べられている⁽⁶⁵⁾。このことは、ロッキの社

会契約論の忠実な叙述と捉えることができよう。また課税の問題は、当時の兩班官僚による収奪に苦しむ民衆にとっても極めて現実的な問題であった。この点で農民を基盤に発展した東学思想と共通した問題意識が含まれていたりともいえる。

天賦人権の理解においてもうひとつ重視されるのは、平等である。徐載弼は、平等問題として具体的に、身分制度の廃止、機会の均等、男女平等等を挙げ、万人の平等を説いている。これらの問題は既に見た親日開化派も論じたところであり、当時の朝鮮社会においても全く考慮されていなかったわけではない。身分制度については、例えば、班常制度や奴婢制度は既に法律上は廃止されていた。男女平等については、キリスト教の宣教活動の一環としてミッション系の女学校が作られ、女性教育が既に始まっていた。しかし、法律上廃止された身分制度は事実上は残存していたし、女性問題については、妻妾制が広く存在していた。独立新聞では、天が授けた権利は平等であるとして、社会における不平等を克服する必要性が唱えられ、また特に法律適用の平等が主張され、身分制度廃止の徹底が図られている⁽⁶⁶⁾。

以上のような徐載弼の人権思想は、果たして開化期の思想形成においてどのような位置を占めるものだったのか。

ここで、そもそも独立新聞とはどのような新聞であったかに触れておかねばならない。独立新聞ははじめての民間新聞でありハングルのみで書かれた全く新しい新聞であった。刊行されたのは、一八九六年四月七日の事であったが、当時の朝鮮においては一八九四年の甲午農民戦争によって新しい社会的勢力が民衆のなかに生まれてきていた。また甲午改革によって政府内にも開化派は力をもってきていた。こうした背景の下に、誰にでも読まれるハングルによる新聞を通じての民衆の啓蒙を計ったのが、独立新聞の創刊であった。創刊号の論説には、「われわれは、第一に、一方に偏してはいないので、いずれの党にもかかわりがなく、上下貴賤を区別して対遇

せず、全朝鮮人のみを念頭に置き、朝鮮だけのために公平に人民に語りかけるつもりである。われわれは、ソウルの民衆だけのためではなく、朝鮮全国民のためにどのような事でも代弁しようとするものである⁽⁶⁷⁾と書かれている。ただ国民の利益だけを念頭に不偏不党を貫くことが独立新聞の掲げた目的であった。しかし、注意しなければならぬのは、独立新聞の創刊経緯である。独立新聞は徐載弼の作った民間新聞であったが、かれに新聞創刊の推進を示唆したのは、兪吉濬をはじめとする当時の金弘集内閣の穩健開化派メンバーであった。金弘集内閣は徐載弼に中枢顧問という閑職の地位を与えているが、これも徐載弼が新聞の仕事をしやすいようにという配慮からであった。独立新聞の本質は「内閣の特別保護のもとで甲午更張開化派と徐載弼との合作として」作られた新聞であったのである。当時の開化派政府が進めた制度改革によって、新聞創刊は重要な事業であった。金弘集内閣は新聞社設立の資金もすべて調達している。ただし、この内閣は独立新聞創刊前に俄館播遷によって崩壊し、兪吉濬も日本に亡命してしまう。にもかかわらず、徐載弼の立場はむしろ強化され、兪吉濬らの意志からは自由となって新政府の援助も受けつつ新聞を創刊することとなったのである。こうして一八九六年四月七日の創刊以来、約一年間、独立新聞は政府との良好な関係を保ちつつ、発展した⁽⁶⁹⁾。

しかし、その後の流れは独立新聞を廃刊の道へ追い込む。政府内では、この間、改革派と守旧派の対立が強まり、守旧派が政権を執ることになった。他方、自主独立を標榜した民衆の啓蒙という独立新聞の精神は、一八九六年七月に開化派系官僚を中心に結成された独立協会という結社の創設に結びついている。独立協会は、国家の自主独立にとって障害となっているのは人民の無知と圧政であるとの認識にたち、人民個々人のなかに自主独立の精神が生まれ、経済的に自立することが国家の自主独立の前提であるとして、討論会、講演会等の活動を展開した政治団体である。独立新聞はこの独立協会の運動にとって機関紙的な役割を担うことになったため、守旧派の政権掌握によって、次第に反政府的色彩を強めていった。この結果、ついに徐載弼は追放され、主筆の代わった

独立新聞も最終的には一八九九年に廃刊となるという結末を迎えるのである。

こうした独立新聞に関する経緯は、独立新聞のなかの徐載弼の議論のもつ特徴的な二つの性格を示している。第一は、徐載弼の意図が開化派政府の意図と大勢において同じであったということである。つまりここには国家の自主独立と民衆の啓蒙、人権の保障が同じベクトルのなかで語られるという他の開化派と同様の性格が見られる。第二は、前国家的な個人の自由、権利の重視とその基礎にあるロック的社会契約思想の政府批判的性格である。ロック的な考え方は兪吉濬の思想にも間接的に窺われると前述したが、徐載弼の議論では儒教思想の影響は影を薄め、契約論に基づいて国家を個人に奉仕するためのものと見るという視点が明確に現れている。第一の性格は独立新聞の創刊の要因となり、第二は廃刊の要因となったといえる。親日開化派においては、後者は前者の路線を支える理念であった。また前述のようにアメリカ独立革命においても、革命を支えた思想はアメリカの国権（植民地の権利）とその人民の人権を同じ独立のベクトルのなかで捉えるものであった。しかし徐載弼の提示したこのロック的国家観は国権よりも人権を重視する傾向性を有している。この点で、かれの議論には朴泳孝や兪吉濬を越えた新しい国家観が息づいていたといえる。そしてまた、これが日本というバイアスを経なかったかれの思想の特色であったともいえるのである。

3、小 結

以上に開化派の指導的人物たちの人権論を見てみた。前記三人の思想はその育った時代的背景、留学先などによって微妙に異なっている。しかし、かれらはいずれも国家の自立のための人権の重要性という基本的視角をもっていた点では共通している。これは、例えば、徐載弼が国家を人民のためのものと主張していることなどを鑑みれば、単純にかれらが国家を人民より重視していたということを意味するものではない。しかしながら、かれ

らの主張には日本の「上流の民権説」と呼ばれるものに類似した思考がみられる。日本の自由民権運動に危機感をもっていた鳥尾小弥太は、自由民権運動を「上流」と「下流」に分け、前者は「民権を貴重し人民をして奴隷根性を去らしむるは、則國家獨立の基礎なり國家獨立の精神なり」と説くものであるとしているが、この精神は、まさに大衆の奴隷根性の原因は市民の権利の無知にあるとして国民の権利自覚が國家の自主独立を支えたと述べた徐載弼の説と一致する。徐載弼に与えられた「韓國のヴォルテール」⁽⁷²⁾の呼称はこうしたかれの性格を端的に示しているといえよう。

このような特徴は、具体的にはかれらがいずれも立憲君主制を念頭においていたという点に現れる。かれらは民権の拡張、国民の政治参加を主張しているが、既存の君主の打倒を標榜していたわけではない。抵抗権の叙述があっても、契約論に基づく「國家の主人」としての人民の地位について語られても、それが君主制批判に直接結び付いているわけではない。かれらの目指したのは、あくまで改革であって革命ではなかったのである。このため、人権思想は具体的には既存の体制のなかでの法の整備の問題として扱われることになる。

三人の人権論はいずれも法による人権保障を重視している。朴泳孝は、「国法に順從」することによって「処世の自由」を増すのだとしているし、俞吉濬も、同様な考え方を示して「人の権利は法律の所賜であるといっても間違ひではない」と述べている。アメリカ的な人権論を展開した徐載弼も他面では法律の遵守の必要性を強く説いて、「法律を守るのには忠臣である。法律を守らないのは逆賊である」⁽⁷³⁾、「法律を尊重することは自己の身体を保護することである。王と政府を愛することである」⁽⁷⁴⁾と述べているのが見られる。徐載弼の場合、もし「無理な法律が作られたり、人民を愛さない官人がいるならば、世界に道理を説明」⁽⁷⁵⁾すべきであるとしているし、また、官吏、政府が法律を守るべきであるという法治行政の必要性が何度も強調されていることを人身の自由のついでにアメリカ的デュー・プロセスの影響と考え合わせれば、これは法の支配原理からの帰結と考えることもできる。

しかし、法律や規則は「一度生まれたら、そのとおり施行しなければ」ならないとか、官民がそろって法律を守ることによって国の平和を守り国民の生命と財産が守られるのであるとした記述は、田鳳徳氏のいうように、穏健主義的改革を目指したかれの法的安定性志向から生じた制定法尊重主義を示すものであるとも捉えられるのである。

このようなかれらの特色は人権についての議論を近代的な国家制度を如何に確立するかという問題に吸収するという機能を内在していた。この機能が如何に顕在化してゆくかについてその後の展開に若干触れておこう。

四、人権論のその後の展開

先に述べたように、政府において守旧派が勢力をもつようになる一方で、独立協会の活動は弾圧を受け、解散を余儀なくされるが、その思想は一九〇〇年代には愛国啓蒙運動へと発展した。⁽⁷⁹⁾ 姜在彦氏によれば「一九〇五年一月の『保護条約』(第二次日韓協約) くらい、近代朝鮮における変革運動史は、日本による国権剝奪に反対する国権回復運動の形態をとるにいたった」⁽⁸⁰⁾とされる。国権回復運動は、一方では主に衛正斥邪派によって先導された反日義兵運動として展開されるが、他方では開化派による愛国啓蒙運動の形で展開された。愛国啓蒙運動の担い手たちは、武力による国権回復を狙う義兵運動には批判的であり、将来の自主独立の時期に備えて実力を培養するために民衆の愛国精神の啓発、教育と産業の振興を図った。⁽⁸¹⁾

この時期には多くの啓蒙団体が設立されている。徐載弼の去ったあと独立新聞の主筆を勤めた尹致昊が会長となつて独立協会の思想を受け継いだ大韓自強会や、その解散後設立された大韓協会のような全国的な団体のほか、各地方にも「学会」と称する啓蒙・教育団体が生まれ、在日留学生の間でも太極学会等の団体が作られた。これ

らの団体は、それぞれ独自の会報を出し、それによって民衆の啓蒙を図っている⁽⁸²⁾。

しかし、そのなかで国家について述べたものに比べ、直接自由や権利に関して論じた論稿は少ない。短い論説を除けば、人権を直接テーマに掲げたものとして目につくのは、『大韓自強会月報』の八号から一二号にかけて書かれた薛泰熙の「法律上人の権義」と『西北学会月報』第一四号から一八号にかけて連載された「法学少年」の匿名による「憲法上八大自由に就いて」と題する論説である。前者はその冒頭で「人定法」と「自然法」の区別に触れ、「天賦自由」といっても法律をもつてその権利を守らない限りは空論にすぎないとしている⁽⁸³⁾。そして、イエーリングの『権利のための闘争』の内容を引用し、国民が権利の主張をしないことが人格を失い禽獣と同じような立場に至らせているとして、世界列強のなかで位置を占めるには国家の三要素中最も重要な人民の自立自強が欠かせないと述べるのである。ここでは、「天賦の権を享保するために法律上の人権人義を概括⁽⁸⁴⁾」するべく、立憲君主制における議会と君主の協賛の必要性と各種の権利の内容が説明されている。各種の権利の説明を見ると、自由権に法律の留保がつけられており、ここでは既に天賦の人権よりも、その実現としての「法律上の人権」そしてそのための議会による民権の伸長に重点が移っていることが認められる⁽⁸⁵⁾。他方、「憲法上八大自由に就いて」は、自由の実質範囲は法規によって成立するものであり「自由権は天然的に存在する行為の力を国法が認定することから生ずるものである⁽⁸⁶⁾」とし、「今日多数の学者が承認する」自由権につき「その種類を略挙説明⁽⁸⁷⁾」している。この論説は、信教、集会結社、信書秘密、住所安全、身体保全の各自由が挙げられたところで未完のまま終わっており、「八大自由」の残りの三つが何であるのかは不明である。しかし、ここでも前者と同じく法律の留保が認められているとともに、天賦人権の尊重よりも憲法とは何かに主題がある。

この二つの論文が示すように、これらの雑誌には、自然法的な理解よりも法実証主義的な理解への傾斜が色濃く見受けられる。このことは、国家に関する議論についてもあてはまる。金度亨氏は、当時、自然法的国家論と

有機体的国家論のふたつの系統の理論が紹介されていたとした上で、後者が前者より受け入れられていったこと、前者の考えも契約によって君主の絶対権が認められる点に力点が置かれていることを指摘している。⁽⁸⁸⁾ この関連で興味深いのは、契約的国家観を強く打ち出した徐載弼が法の遵守を説く上で有機体論を用いていることである。かれは、先に言及した契約による政府の設立についての説明でも「君主を頭とする」と述べているが、法の遵守との関連では、国家は人間の身体と同様で「脳」は政府であり、人民は身体各部に比較できるとして、これらが法律や規則を守らないで勝手なことをすれば身体は病気になるのだと述べている。⁽⁹⁰⁾ この点を考慮するならば、実定法の重視という観点を媒介に、ドイツ国法学への融合の端緒は、既に徐載弼の理論において形成されていたということができであろう。

こうしてかれらの議論は先に見た官主導のドイツ憲法学継受と同じ方向性につながってゆく結果となるのである。

五、おわりに

在野の啓蒙活動がこのようにして官主導のドイツ憲法学継受の方向へと旋回してゆくのは両者を指導したのが同じ開化派であったことを考えれば、当然のなりゆきであったと捉えることもできる。しかし、かれらに影響を与えたはずの福沢や徐載弼の天賦人権論が後退せざるを得なかったのは、なぜか。

そのひとつの理由はかれらの人権論に伴って現れる契約国家観がそもそも国権と民権を同じベクトルのなかで捉えるという特徴を有していることである。アメリカの独立革命でイギリスからの独立が植民地人民の権利の主張と結び付いたのと同様に、朝鮮では外圧や守旧派の圧政からの自主独立が人民の権利と相伴って主張された。

しかし、米国の場合と異なり、朝鮮では既存の国家権力が存在した。自主独立のために契約論を用いる際、かれらは既存の君主権を契約論によつて擁護するという道を選んだのである。既存の国家枠組のなかでさらに人権の問題を考慮するとするならば、それは立憲君主制における権利保護のあり方、すなわち立法による権利保障の問題に転換される⁽⁹¹⁾。こうして人権の問題は自然法の領域から実定法の領域の問題へと移つてゆくのである。まさにこの点において、かれらの議論は、ドイツ国法学の枠組により適合しやすい要素を内包していたといえよう。

ところで人権と国権は対立しないという思考は、最初に言及した日本の自由民権運動の問題点としても指摘される⁽⁹²⁾ところであるが、このような二つの国に特徴的な事実は、今日アジアにおいてよくいわれる「アジア的人権」の議論にも通じるものがあるように思われる。そもそもこれらの国では国外の強大な権力と自国の利害に摩擦がある状況で、人権概念が導入されるという経過がある。ここでは、人権は対国家概念として機能するのではなく、より大きな権力に対する対抗概念としてその役割を果たすことになるのである。このこと自体は必ずしも人権概念の間違った理解に基づくものではない。なぜならば、人権は国家を前提とせずともそれを制限しようとするすべての力に対してその意義を有し得るものであるのだから。ただ問題は、力に対する対抗概念としての人権は、当該力に対抗しようとする他の概念ないし運動と協働して作用する結果、自らの本来有する機能を変化させるという点である。こうした要因が人権に対して与える影響は人権概念そのものに対するものというよりはその機能に対するものである。その意味では、「アジア的人権」といった用語も特殊な人権概念を指すものではなく、人権の機能の特殊な変化を指すということにならう。その特殊な変化が人権の議論を立法問題ないし国家制度の問題に転換させることを許すところに、これらの国々の人権論が「人権論ではない」といわれる素地を生むことになるのだと考えられるのである。そしてまた、この同じ素地が日本や韓国の人権論の発展の初期段階に影響を及ぼしているという点に、さらに注意を払っておく必要があるであらう。

- (1) 拙稿「大韓帝国におけるドイツ憲法思想の継受」愛知県立大学文学部論集第四五号（一九九六年）三一頁以下。
- (2) 拙稿「朝鮮開化期における人権思想の継受」憲法理論研究会編『憲法五〇年の人権と憲法裁判』（憲法理論叢書一九九七年敬文堂一九一頁）。
- (3) 鄭鍾休「韓国における西洋法継受の初期的諸相（一）」民商法雜誌第八八卷第四号四七一頁以下。
- (4) 鄭鍾休「韓国における西洋法継受の初期的諸相（二）」民商法雜誌第八八卷第五号六三四頁以下。
- (5) 金泳謨「朝鮮支配層研究」第二版一九九一年一潮閣四一六頁。
- (6) 同四二七頁。
- (7) 同四三四頁。
- (8) 森山茂徳『近代日韓関係史研究』復刻版一九八七年高麗書林（元版は東京大学出版会）二五頁。
- (9) 金哲洙『韓国憲法史』一九八八年大学出版社一六頁は、これを最初の成文憲法とみている。大韓国国制の内容については、田鳳徳『韓國近代法思想史』一九八〇年博英社九九頁以下、高文淑『大韓國國制』研究』（檀國大学校大学院史学科碩士論文）一九八四年等、参照。
- (10) 前掲拙稿「大韓帝国におけるドイツ憲法思想の継受」三八頁以下および同「朝鮮開化期における人権思想の継受」一八五頁以下、参照。例えば、俞致衡の『憲法』は穂積八束の『国民教育憲法大意』とほぼ同一であり、金祥演の『憲法』は副島義一講述の『帝國憲法』とほぼ同一である。
- (11) 趙聲九『憲法』（影印）一九八七年図書出版民族文化一頁。
- (12) 俞致衡『憲法』（復刻版『近代法制史料叢書7』）一九八一年亜細亞文化社二頁。
- (13) 例えば、慎鏞廈『韓國近代社会思想史研究』一九八七年一志社三〇六頁等、参照。
- (14) 同一六〇頁、姜在彦『朝鮮近代の変革運動』（姜在彦著作選第二卷）一九九六年明石書店一三六頁等、参照。
- (15) 田鳳徳「開化期斗法思想」『韓國思想大系Ⅲ 政治・法制思想篇』成均館大学校大東文化研究院一九七九年所収六七〇頁以下、参照。
- (16) 外務省編纂『日本外交文書』第二一巻一九四九年日本國際連合協會二九二頁以下。なお、田前掲『韓國近代法思想史』一三三頁以下には、この建白書についての各研究者の研究が挙げられているほか、一四八頁以下には漢文体の

同建白書を韓国語に翻訳したものが載せられている。また、姜在彦『新訂朝鮮近代史研究』一九八二年日本評論社一〇三頁以下には建白書の要約が述べられている。

(17) 田前掲『韓國近代法思想史』一二八頁。

(18) 田前掲『開化期の法思想』六七二頁、参照。

(19) 青木功一「朝鮮開化思想と福沢諭吉の著作―朴泳孝『上疏』における福沢著作の影響―」朝鮮学報第五二輯三五頁以下、同「朴泳孝の民本主義・新民論・民族革命論―『興復上疏』に於ける変法開化論の性格―」朝鮮学報第八〇輯八七頁以下および第八二輯一六一頁以下。

(20) 前掲『日本外交文書』三一〇頁。

(21) この点について例えば、安西敏三「福沢諭吉と西洋思想」一九九五年名古屋大学出版会二三二頁以下、参照。

(22) 同旨、田前掲『韓國近代法思想史』八三頁。

(23) 前掲『日本外交文書』三〇六頁。

(24) 青木前掲「朴泳孝の民本主義・新民論・民族革命論(一)」朝鮮学報第八〇輯一三七頁、参照。

(25) 同一四二頁以下。

(26) 俞吉濬の生涯については、俞東濬『俞吉濬傳』第二版一九九七年一潮閣、李光麟『俞吉濬』一九九二年東亜日報社、等。

(27) 例えば、俞吉濬の平等思想にみられる「人の上に人も無く、人の下に人も無い」のことは、合衆国独立宣言の精神と言うよりも、まさに福沢の「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」を朝鮮に導入したものであるという性格が強い。

(28) 俞吉濬『西遊見聞(全)』(俞吉濬全書編纂委員會編『俞吉濬全書[1]』)第二版一九九六年一潮閣一二九頁(以下、頁数は同著の通算頁数に拠る)。

(29) 同一三〇頁。

(30) 同一二九頁。

(31) 福沢諭吉『西洋事情』慶應義塾編纂『福沢諭吉全集』第一卷一九五八年岩波書店四八六頁以下。

(32) この点について、田前掲『韓國近代法思想史』二二四頁以下。また同著は、俞吉濬が『西遊見聞』を書いた時点

では日本の旧刑法、民法、明治憲法が公布されており、かれは「権利」の用法を知っていたと指摘するほか、一八六四年にはアメリカの Henry Wheaton, Elements of International Law の翻訳『萬國公法』が清で出ており、一八六八年にはこれが日本に入っているが、福沢はそれを知りつつ、独自の「通義」の用語を使ったと思われるとしている。

- (33) 月脚達彦「朝鮮開化思想の構造」朝鮮学報第一五九輯一二〇頁以下、引用部分は一二三頁。
- (34) 田前掲『韓國近代法思想史』二二〇頁等、参照。
- (35) 兪吉濬『西遊見聞』一三六頁。
- (36) 同二四二頁。
- (37) 同二四六頁。
- (38) 田前掲『韓國近代法思想史』二二〇頁。
- (39) 兪吉濬前掲『西遊見聞』一三二頁。『西洋事情』の対応箇所は四九六頁。
- (40) 前注参照。
- (41) 兪吉濬同二三八頁以下。
- (42) 同。
- (43) 福沢前掲『西洋事情』四九七頁。
- (44) 同四九六頁。
- (45) 安西前掲『福沢論吉と西欧思想』二二二頁、参照。
- (46) William Blackstone, Commentaries on the Laws of England, vol. 1, 1765 The Clarendon Press, Oxford (a facsimile of the first edition. 1979 The University of Chicago Press), p. 122. ハリウッド Blackstone は『ロックの市民政府論』第二編第五七課を引用し、「法のないところには、自由はない」と述べている。安西前掲『福沢論吉と西欧思想』二四八頁、参照。
- (47) 但し、ここでロックのいう法は広く自然法をも含めての法である。
- (48) 田前掲『韓國近代法思想史』二四八頁。
- (49) 岡克彦「韓国社会・発展・法秩序―兪吉濬の『恒久法』の觀念に秘められた内発的發展論への試み―」法哲学年

報一九九五年一二六頁。ここでは田鳳德氏の考え方にも言及されている。また同「韓国近代法思想史序説」俞吉潐が捉えた『恒久法』の觀念に関する一考察」北大法學論集第四七卷第三号三二頁も参照。

(50) 俞吉潐前掲『西遊見聞』一三五頁。

(51) 同二三四頁。

(52) 同二三五頁。

(53) 月脚前掲「朝鮮開化思想の構造」一二七頁。

(54) 福沢前掲『西洋事情』三九七頁。

(55) 同三九九頁。

(56) 徐載弼の生涯については、宋建鎬『松齋徐載弼』一九七〇年太極出版社、李庭植『徐載弼』一九八四年정음社、李澤徵他『徐載弼』一九九三年民音社、洪善杓『徐載弼』一九九七年獨立記念館韓國獨立運動史研究所等、参照。また、정진석編『獨立新聞・徐載弼文獻解題』一九九六年나남出版は、徐載弼關係の資料カタログを納めている。

(57) 獨立新聞一九九七年四月一七日論説。

(58) 同一九九八年一月一六日論説。

(59) 同一九九七年四月一七日論説。

(60) 同一九九八年一月一六日論説。

(61) 同一九九七年一〇月一六日論説。また、英文版The Independentの一九九六年一二月五日の論説でも、ひとりの若い韓國人の演説のなかで birth right や all men are born equal などと述べられたことを挙げて、この演説に賞賛を送っている。

(62) 獨立新聞一九九七年二月二〇日論説。

(63) The Independent, Editorial, Dec.5, 1896. この英文版は、朝鮮の現状を広く海外にも知らせるべく発行されたものである。

(64) この点につき、獨立新聞一九九六年九月二九日論説および田前掲『韓國近代法思想史』三〇一頁、参照。

(65) 獨立新聞一九九八年八月一五日論説、等。

(66) 平等について、例えば、同一九九六年二月二二日論説、一九九八年九月九日論説、等。

- (67) 同一八九六年四月七日論説。なお、この部分の翻訳は、慎鋪廈『獨立新聞』の創刊とその啓蒙的役割「韓第六卷第三号三三頁に依った。
- (68) 慎鋪廈『獨立協會研究』第二版一九九六年一潮閣一二頁。なお、同前掲「『獨立新聞』の創刊とその啓蒙的役割」はこの本の第一章の翻訳である。
- (69) 慎鋪廈前掲『獨立協會研究』二四頁以下、参照。
- (70) 明治文化研究会編『明治文化全集』第九卷（正史篇上巻）改版一九五六年日本評論社二三九頁。鳥尾のこの指摘について、江村榮一「自由民権運動とその思想」岩波講座『日本歴史』第一五卷（近代2）一九七六年岩波書店一三頁以下等。
- (71) 정진석「言論人徐載弼」新聞斗放送一九九四年一月号（二七七号）七四頁以下、参照。
- (72) こうした性格の背景には、開化派が主として両班師弟を中心として生まれたという出自の問題とともに、かれらが甲申政変の失敗を経験していたということが挙げられるかもしれない。
- (73) 獨立新聞一八九六年四月一日論説。
- (74) 同。
- (75) 同。
- (76) 同一八九七年三月一八日論説。
- (77) 同一八九七年三月一八日論説、一八九七年八月三日論説。
- (78) 田前掲『韓國近代法思想史』三〇九頁、参照。
- (79) 姜在彦前掲『新訂朝鮮近代史研究』三〇三頁。
- (80) 同『朝鮮の開化思想』（姜在彦著作選第三卷）一九九六年明石書店三二二頁。
- (81) 同『近代朝鮮の思想』（姜在彦著作選第五卷）一九九六年明石書店二六五頁。
- (82) これらの団体に關する日本の文献として田口容三「愛國啓蒙運動期の時代認識」朝鮮史研究会論文集第一五集七頁以下、同「旧韓國末期の五学会」立命館史学第三号五八頁以下、同「大韓自強会について」立命館文学第四一八—四二一号三九六頁以下等。
- (83) 薛泰熙「法律上人斗權義」大韓自強会月報第八号一七頁。

- (84) 同一八頁。
- (85) なお、薛泰熙は『大韓協會会報』においても「憲法」と題する一文を寄せているが、同論稿では国家概念に関する議論に終始している。
- (86) 法学少年「憲法上八大自由에就하야」『西北学会月報』第一四号一三頁。
- (87) 同一四頁。
- (88) 金度亨『大韓帝國期の政治思想研究』一九九四年知識産業社一〇一頁。
- (89) 注(59) 独立新聞一八九七年四月一七日論説、参照。
- (90) 独立新聞一八九七年八月三日論説。
- (91) さらにここでは、かれらに影響を与えたと思われるロッキの契約論で立法が重視されていたことも考慮されるべきかもしれない。
- (92) 例えば、遠山茂樹『遠山茂樹著作集』第三卷(自由民権運動とその思想)一九九一年岩波書店四八頁および一六五頁、松尾章一『増補・改訂 自由民権思想の研究』一九九〇年日本経済評論社四二頁以下および三六四頁以下、参照。